

議第112号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9月24日提出

京都市長 門川大作

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「午前9時から午後9時まで」を「午前8時から午後10時まで」に改める。

別表第1 体育室の項から第2 会議室、第3 会議室及び第4 会議室の項までを次のように改める。

体育室	体育館 競技場の 全面と併 用する場 合	アマチ ュアス ポーツ	A	8,800	A	7,500	12,000	9,000	C	21,000	C	17,000	E	41,800	E	33,500
			F	36,800	F	29,500										
		B	7,000	B	6,000	D	16,000	D	13,000	G	40,000	G	32,000			
		H	35,000	H	28,000											
	その他	A	23,800	A	18,500	35,000	26,000	C	62,000	C	49,000	E	120,800	E	93,500	
		F	106,800	F	82,500											
		B	22,000	B	17,000	D	48,000	D	38,000	G	119,000	G	92,000			
		H	105,000	H	81,000											
	その他	全面使 用（1 時間 につき）											1,800	1,500		
		部分使 用	別に定める。													

第1会議室	体育館競技場の全面と併用する場合	A	2,900	2,300	C	5,000	E	10,200
							F	9,000
		B	2,300		D	3,800	G	9,600
							H	8,400
	その他	A	4,700	5,700	C	7,800	E	18,200
							F	17,000
		B	4,100		D	6,600	G	17,600
							H	16,400
第2会議室、第3会議室及び第4会議室	体育館競技場の全面と併用する場合	A	1,800	1,500	C	3,200	E	6,500
								F
		B	1,500		D	2,500	G	6,200
							H	5,500
	その他	A	3,000	3,800	C	5,000	E	11,800
							F	11,100
		B	2,700		D	4,300	G	11,500
							H	10,800

別表第1備考1中「午前9時」を「午前8時」に、「午後9時」を「午後10時」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

3 A欄からH欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間帯において会館の施設を使用した場合について適用する。

- (1) A欄 午前8時から正午まで
- (2) B欄 午前9時から正午まで
- (3) C欄 午後5時30分から午後10時まで

- (4) D欄 午後5時30分から午後9時まで
- (5) E欄 午前8時から午後10時まで
- (6) F欄 午前8時から午後9時まで
- (7) G欄 午前9時から午後10時まで
- (8) H欄 午前9時から午後9時まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市市民スポーツ会館の開館時間を延長する等の必要があるので提案する。